

埼玉県小児慢性特定疾病医療費支給認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の2の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給（以下「医療費支給」という。）及び同法第19条の3第3項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）、小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱（平成26年12月3日付雇児発第1203第2号別紙。以下「国要綱」という。）及び児童福祉法施行細則（昭和42年埼玉県規則第59号。以下「施行細則」という。）によるほか、本実施要綱により行う。

(支給認定の申請)

第2条 国要綱第6に規定する支給認定の申請については、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 小児慢性特定疾病医療費支給申請書（施行細則様式第1号の2。以下「支給申請書」という。）
- (2) 法第19条の3第1項に規定する診断書（以下「医療意見書」という。成長ホルモン治療を行う場合には、併せて「成長ホルモン治療用意見書」を要する。）
- (3) 医療意見書の研究利用についての同意確認書（様式第1号）
- (4) 児童等、医療費支給認定基準世帯員（支給認定に係る小慢児童等と同じ医療保険の被保険者をいう。）及び申請者の医療保険各法に定める被保険者証等（以下「健康保険証」という。）
- (5) 支給認定世帯（支給認定に係る小慢児童等及び医療費支給認定基準世帯員で構成する世帯をいう。）の所得の状況等が確認できる書類。ただし、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）第14条に規定する支援給付をいう。）を受けている者は、それが確認できる資料。

また、支給認定世帯が市町村民税非課税世帯については、受給者に係る収入の状況が確認できる資料。

- (6) 医療保険者への情報提供等についての同意書（様式第2号）
 - (7) 知事が、医療保険者への情報提供依頼を行う上で必要と認めた書類
 - (8) 血友病の患者の場合は、健康保険又は国民健康保険特定疾病療養受療証（以下「受療証」という。）の写し。
 - (9) 規則第7条の3第3項に規定する市町村民税に係る寡婦控除等のみなし適用に該当する場合は、当該適用に係る要件に該当することが確認できるもの（戸籍謄本又はこれに類する公的機関が発行した証明書）及び寡婦（夫）控除等のみなし適用に係る誓約書（様式第11号）。
 - (10) その他知事が必要と認めた書類
- 2 国要綱第6の2に規定する重症患者認定申請は、重症患者認定申請書（様式第3号）により申請を行うものとする。
- 3 国要綱第6の3に規定する人工呼吸器等装着者区分の認定の申請については、前項に規定する重

症患者認定申請書に人工呼吸器等装着者申請時添付書類（様式第4号）を添えて行うものとする。

（支給の認定等）

第3条 国要綱第7に規定する様式は以下のとおりとする。

- （1）国要綱第7の1（1）に規定する支給認定をしない旨の通知書 小児慢性特定疾病医療費支給不認定通知書（様式第5号）
 - （2）国要綱第7の1（2）に規定する自己負担上限月額を記入した受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証（施行細則様式第1号の12。以下「受給者証」という。）
- 2 国要綱第7に規定する支給認定の審査手順については、知事が別に定める「埼玉県小児慢性特定疾病審査会運営要領」によるものとする。
 - 3 前条第2項及び第3項に規定する重症患者認定申請があったときは、別表1の「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」に基づいて審査を行うものとする。
 - 4 国要綱第7の1（2）の規定により受給者証を交付するときは、児童等の加入する医療保険の保険者へ高額療養費に係る所得区分を照会するとともに、保険者の認定した所得区分を受給者証に記載するものとする。
 - 5 知事は、医療意見書、人工呼吸器等装着者申請時添付書類の記載に不備があり認定の適否を判断できないときは、認定の適否を保留し、申請書類に小児慢性特定疾病審査会委員意見書（様式第6号）を添付して、管轄保健所を経由して申請者に補正を求めるものとする。

（有効期間）

第4条 国要綱第7の1（3）に規定する有効期間については、申請の受理日から最初に到来する9月30日までとする。ただし、申請の受理日が7月1日から9月30日までの間で、知事が必要と認める場合は2度目に到来する9月30日までとすることができるものとする。また、前条第5項の規定により認定を保留し補正を求めた場合は、補正された申請書類の受理日が、7月1日から9月30日までの間で、知事が必要と認める場合には、その有効期間の終期を当該受理日から2度目に到来する9月30日までとすることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、有効期間の終期を制限年齢に到達する日の前日とする。
 - （1）前項で定める有効期間内に、制限年齢に到達する場合
 - （2）前項で定める有効期間の終期から起算して3か月以内に制限年齢に到達する場合

（支給認定の変更）

第5条 国要綱第8の7に規定する、医療受給者証等記載事項変更届は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請事項変更届出書（施行細則様式第1号の7）とする。

- 2 国要綱第9の1に規定する支給認定の変更の申請を行う場合の申請書は、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書（施行細則様式第1号の3）とする。ただし、国要綱第9の1①のうち重症患者等区分の申請書は第2条第2項及び第3項の規定を準用し、③の小児慢性特定疾病の名称の変更若しくは追加の申請書は第2条第1項第1号の支給申請書とする。
- 3 国要綱第9の2及び3に規定する支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書は、小児慢性特定

疾病医療費支給認定変更申請に係る不認定通知書（様式第7号）とする。

- 4 国要綱第9の4に規定する変更の認定については、第3条第1項、第2項及び第5項の規定を準用する。

（受給者証の再交付）

第6条 受給者証の交付を受けている者が当該受給者証を破損、汚損又は失った場合は、医療受給者証再交付申請書（施行細則様式第1号の11）に当該受給者証（失った場合を除く。）及びその他知事が必要と認めた書類を添付して保健所に提出することにより、再交付を受けることができるものとする。

なお、失った受給者証が発見されたときは、当該発見された受給者証は無効とする。

（自己負担上限月額管理票）

第7条 国要綱第9の2及び第13に規定する自己負担上限月額管理票は、小児慢性特定疾病医療費自己負担上限月額管理票（様式第8号。以下「管理票」という。）とし、受給者証を交付する際に、必要に応じて交付するものとする。

- 2 国要綱第13の3の規定により、受給者から管理票を提示された指定医療機関は支払った自己負担の累積額及び医療費総額を管理票に記載するものであるが、当該月の自己負担の累積額が当該受給者に適用された自己負担上限月額に達した後も、医療費総額を記載するものとする。

（支給認定の更新）

第8条 受給者証の有効期間満了後も引き続き医療費の支給を受けようとするときは、受給者は有効期間の満了する日までに申請するものとする。

- 2 前項の申請については、第2条の規定を準用する。ただし、知事が必要でないとする書類については省略することができる。
- 3 前項の規定に基づく支給認定については、第3条の規定を準用する。
- 4 更新の受給者証を交付する際の有効期間の始期は現に交付している受給者証の有効期間満了日の翌日とし、終期については第4条の規定を準用する。

（他実施主体からの転入）

第9条 他実施主体において支給認定を受け、受給者証を所持している者が、本県に転入し引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、転入日の属する月の翌月の末日までに申請するものとする。

- 2 前項の申請については、第2条の規定を準用する。ただし、転入前において交付されていた受給者証（以下「転入前受給者証」という。）の写し又は転入前の支給認定の内容を確認することができる書類の添付がある場合は、医療意見書、人工呼吸器等装着者申請時添付書類並びに国要綱第6の2①及び②に規定する資料（以下これらを総称して「医療意見書等」という。）の添付を省略することができる。
- 3 前項ただし書きの書類がない場合は、申請者の同意により知事が他実施主体に照会を行い得られた情報をもって医療意見書等を省略することができるものとする。

- 4 知事は、第2項ただし書き又は前項の規定により医療意見書等を省略したときは、医学的審査を行うことなく支給認定を行うことができるものとする。
- 5 受給者証の有効期間は、第4条の規定を準用し、同条中「申請の受理日」とあるのは、「転入日」と読み替えるものとする。ただし、第1項に規定する申請期限を過ぎて申請した場合は読み替えを行わないものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、第2項又は第3項の規定により医療意見書等の添付を省略した場合の有効期間の終期は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 申請日が7月1日から9月30日までの間のとき 転入前受給者証の有効期間の終期（その日が2度目に到来する9月30日後であるときは当該9月30日）
 - (2) 申請日が前号以外のとき 転入前受給者証の有効期間の終期（その日が最初に到来する9月30日後であるときは当該9月30日）
- 7 第2項の申請書類に基づき認定された受給者証の自己負担上限月額が、転入前受給者証の自己負担上限月額から変更となる場合は、国要綱第9の2の規定を準用し、第1項の申請を行った日の属する月の翌月（当該申請が行われた日が属する月の初日である場合は、当該月）の初日から新たな自己負担上限月額を適用するものとする。
- 8 他実施主体から交付されていた受給者証の有効期間の満了後に申請する場合は、新規の支給認定として取り扱うものとする。

（療養費の支給申請及び支払）

- 第10条 法第19条の2第1項に基づき受給者に支給する医療費は、小児慢性特定疾病医療費として支給すべき限度額において当該指定医療機関に支払うことにより、受給者に支給したものとみなす（指定医療機関による小児慢性特定疾病医療費の代理受領）。ただし、指定医療機関による小児慢性特定疾病医療費の代理受領が困難である場合は、受給者の申請に基づき、受給者に医療費を支給することができる（以下「療養費の支給」という。）。
- 2 療養費の支給を受けようとする受給者は、小児慢性特定疾病療養費支給申請書（様式第9号の1及び2。以下「療養費支給申請書」という。）及び小児慢性特定疾病療養証明書（様式第10号の1及び2。ただし、他の書類により療養費支給額の確認ができると判断した場合はこの限りではない。）に診療内容の明らかな領収書、その他知事が必要と認める書類を添えて、管轄保健所に提出するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定により療養費支給申請書を受領し、その内容を審査し適正なものと認めるときは、額を決定し、当該受給者に支払うものとする。

（小児慢性特定疾病対策協議会の設置）

- 第11条 医療費支給の適正かつ円滑な実施を図るため、埼玉県小児慢性特定疾病対策協議会（以下「協議会」という。）を置くものとする。
- 2 協議会の組織及び運営に関する事項は、知事が別に定めるものとする。

（台帳の整備）

- 第12条 知事は、小児慢性特定疾病医療の支給状況を明確にしておくため、次に掲げる項目を記載し

た小児慢性特定疾病医療費支給台帳を整備するものとする。

- (1) 公費負担者番号
- (2) 受給者番号
- (3) 保険区分
- (4) 支給認定に係る小慢児童等の住所、氏名、性別及び生年月日
- (5) 受給者の住所、氏名及び支給認定に係る小慢児童等との続柄
- (6) 受診指定医療機関名
- (7) 疾病名
- (8) 疾患群
- (9) 認定期間
- (10) 入院・通院別実診療日数
- (11) 転帰
- (12) 自己負担上限月額

(個人情報取扱い)

第13条 この事業の実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意することとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 「埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業実施要綱（平成17年10月1日施行。以下「旧要綱」という。）」は、廃止する。ただし、旧要綱の様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。
- 3 この要綱の施行日前に旧要綱の規定により実施された医療については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。ただし、改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。